

医療法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 4 月
厚生労働省医政局総務課

1. 改正の趣旨

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項第 1 号において、病院は、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならないとされており、同条第 3 項において、都道府県が条例を定めるに当たっては厚生労働省令で定める基準に従って定めることとされている。
- 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 19 条第 2 項において、病院の従業者及びその員数について、厚生労働省令で定める基準であって、都道府県が条例を定めるに当たって従うべきものを定めており、栄養士については、同項第 4 号において、病床数百以上の病院にあつては、1 名配置することとされている。
- データヘルス推進特命委員会の提言（令和 3 年 5 月 28 日）において、「医療法施行規則における配置基準についても栄養士または管理栄養士 1 名以上となった介護保険施設における配置基準と同様の考え方で早急に検討すること。」との内容が盛り込まれたこと等を踏まえ、病院における栄養士にかかる配置基準を栄養士及び管理栄養士にかかる配置基準に改正する。

2. 改正の概要

- 規則第 19 条第 2 項第 4 号を改正し、「栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一」とあるのを、「栄養士又は管理栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一」に改める。

3. 根拠条項

- 法第 21 条第 3 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 6 月中旬（予定）
- 施行期日：公布日